

西村委員

まず、かながわ人権施策推進指針の改定について伺いたいと思います。

こちらでは、分野別施策の方向という形で、11 のカテゴリーに分けていらっしゃいます。10 の分野については、取組の方向や関係法令が挙げられておりまして、進みたい方向が具体的に想像できるという意味では、とても前向きな記述の仕方だと思ったんですが、11 以降、様々な人権課題以降というのは、問題提起はされているものの、そもそも法整備がなされているのか、具体の施策を展開しているのか、あるいはしようとしているのか、そういうのが見えてこないような気がするんですが、まず、どのような考え方でこの分野別の項目を立てられたのかお教えいただけますか。

人権男女共同参画課長

今回の人権指針の改定に当たりましては、今まであった個別分野の中に一つ追加して、北朝鮮当局において拉致された被害者等というのを加えました。この追加した部分ですが、個別分野として取り上げる考え方といたしましては、その分野に係る人権問題が顕在化していることや、国の人権教育・啓発に関する基本計画において取り上げられていることなどを基本として考えております。今回のこの分野の追加につきましても、国の基本計画に拉致問題が新たに追加されたことを踏まえたものでございます。

また、今回新たに項目を立てました様々な人権課題につきましては、子供や女性など対象者ごとになっている個別の分野では捉え切れない、分野横断的な課題について取り上げておりますが、委員御指摘のとおり、施策の方向といったところまで具体化はしていないところでございます。

西村委員

第 2 回定例会の一般質問において、我が会派の谷口議員が、性同一性障害の方の相談窓口について提案をさせていただいたんですけれども、今の御答弁から察すると、まだ、この性同一性障害を含む性的マイノリティの方々の問題、課題というのは顕在化をしていないと捉えた方がいいのでしょうか。

人権男女共同参画課長

だんだん明らかになると言いますか、認知が進んできているとは考えておりますが、性的マイノリティに係る人権課題に関しましては、本県における現状が十分に把握されていないといったことや、国の基本計画でも一つの分野となっていないことから、まだ一つの分野としては項目を起こしていない状態でございます。

西村委員

現在、性同一性障害を含む性的マイノリティの方々が人権的な問題について相談をしたいというようなときは、どういった対応になっていますでしょうか。

人権男女共同参画課長

性同一性障害を含む性的マイノリティの方の相談への対応なんですけど、現在、県として専門的な相談機関というのはない状態です。具体的にどのようなことで困っているのか、例えば、職場での嫌がらせや学校でのいじめなど、個々の内容に対応する相談窓口でお話をお聞きすることになると考えております。

西村委員

先日、川崎で性的マイノリティへの見識を深める講座というのが開催されました。こちらでは、性同一性障害と診断された高校生が、性同一性障害といっても当事者の感じ方はそれぞれ違う、一人一人がどういった言動に傷つくのかちゃんと聞いてほしいというような意見を述べていらっしやいました。この高校生の場合は、親御さんをはじめ、周りに理解があってカミングアウトができた。しかし、顕在化という言葉が出ましたけれども、カミングアウトできない問題を抱えている、そういった人権問題に苦しんでいる方がいる。特定の職業に従事する人、刑を終えて出所した人といった方々も御自身の情報が外に漏れるということを懸念される、知られたくないと思っている方が多くおいでだと思うんです。相談窓口の周知を図らなければならない一方で、個人情報漏えいしないように、あるいは漏えいするかもしれないという不安を与えないようにしなければいけないという双方の問題があるかと思うんですが、こういった具体の対策にどのように取り組んでいこうとお考えでいらっしやいますか。

人権男女共同参画課長

現在、性同一性障害の方への相談については、性同一性障害専門の相談機関ではないんですが、県の精神保健福祉センターといったところでお話を伺いするということや、昨年7月から新たに県のホームページなどでも相談窓口を一覧にした上で分かりやすく御案内はさせていただいております。また、各相談窓口等に性同一性障害の方が来られたときに案内できるよう、相談窓口の一覧を関係機関等に配付する際に、新たに性同一性障害の相談窓口が追加されたことも周知していきたいと思っておりますが、プライバシーの保護については、まだ十分に議論されていないところでございます。

西村委員

その辺りの御配慮もしっかりとさせていただきますようよろしくお願いいたします。

また、様々な人権課題では、貧困に係る人権課題の項目がありまして、具体的に母子家庭の例が挙げられておりますが、これについても個人的に御相談を受けたんですけども、未婚のお母様から、母子家庭に適用される所得税や住民税の減免を未婚の母というだけで受けられないのはなぜなのかという御質問を受け、私自身も、子供の人権を擁護するという意味からは、こういった実態はおかしい、子供の差別を生むのではないかと感じたんですけども、こういった国の制度、あるいは実際に窓口となる市町村への働き掛けについて何かお考えがあればお教えいただけますか。

人権男女共同参画課長

直接的な働き掛けといったことは難しいと考えております。個別のお話になっ

てくるんだと思うんですが、具体的な相談内容を伺った上で、相談窓口の振り分けになりますので、そういう方がいらっしゃれば、まず、江の島の女性センター相談窓口の方に御一報いただければと思います。

西村委員

今、一つの例を申し上げましたけれども、法の基準自体が古くて、今対応できないというような問題が一方であって、それでも様々な問題を抱えている方が市町村の窓口に来られるという問題も一方である。それを調整しつつ、国に対しても意見を言っていくというのが県の仕事だと考えます。

人権問題は、人間が人間たる尊厳を守る大きな課題です。また、大きな人類課題だからこそ、ともすれば、理念に傾倒しやすい向きがあると危惧をしております。一人一人の命と暮らしにどう向き合うのか、具体的な政策を展開するための指針として、かながわ人権施策推進指針を活用できるような指針としてつくり上げていただけますようお願いをいたしまして、次の質問をさせていただきます。

次は、かながわ国際施策推進指針について伺いたいと思います。

こちら、先ほど質疑がなされていたので、具体的なことの確認をさせていただきます。

この中で、災害時における外国人支援の推進というのを掲げてございますが、災害多言語支援センターについて、もう一度御説明をお願いいたします。

国際課長

災害多言語支援センターは、災害発生時に日本語が十分でない方などがいらっしゃるということから、県で発する重要情報、災害状況などを多言語に翻訳して情報提供するという機能や、いろいろ相談ごとがございますから、そうしたときの相談の受付を実施する機能を災害発生時に設けるものでございます。

西村委員

具体的には市町村が行うのですか。

国際課長

市町村は身近な住民の生活を守るための対策をします。そのため、災害多言語支援センターも市町村において設置をしていただきたいと思いますと思っておりますが、広域的な観点で多言語で対応するに当たっては県でできる要素もございます。また、県が発出する防災情報もございますので、県も設置し、市町村と連携をとりながら災害発生時に外国籍県民支援をしたいと考えてございます。

西村委員

発災時にそれがちゃんと開設ができるのかというのが重要なポイントになってくると思います。避難所運営だけでも混乱をきたすようなところに、この多言語の翻訳情報がきちんと届くのか、御確認をいただきたいと思います。

それと、第2回定例会で、この災害に関わることで、外国籍の方々が支援をされる側だけではなくて、防災、減災の力として活躍していただくべきではないかと提案させていただいたんですが、その視点はどこか生かされておりますでしょうか。

## 国際課長

災害多言語支援センターの担い手としては、外国語を母語とされている方が支援者として想定されます。そうしたことから、今年度、平塚市と協働で災害多言語支援センターの設置訓練を行いました。そこには16名の外国語を母語とする方に御参加いただきました。8箇国の母語がございましたけれども、訓練に当たって呼び掛けをしまして、市町村の方にも、主体的に外国籍県民の方が関わる姿を見ていただいております。さらに、その設置訓練の様子を市町村を対象にした研修においてもお伝えをさせていただいております。それとともに、指針を策定するに当たり、災害多言語支援センターを位置付けており、施策方向の2、外国籍県民が暮らしやすい環境づくりの前文に、外国籍県民が地域社会の一員として、共に生きていくことができるようにする中で、支援される立場だけではなく、主体的な立場で地域社会の一員として取り組んでいく施策であることを記載させていただいているところでございます。

## 西村委員

先日、新聞記事で見たんですけれども、東日本大震災で要援護者として扱われていた外国人留学生を防災、減災の戦力として育成しようという取組が被災地で広がっているとありました。実際、3月11日に避難所に来た留学生の若い方々がお客さん扱いだったと。運営をしている町内会の役員の方々は高齢者で、何であんなに若いのにじっとしているんだろうと思ったと書いてありました。留学生の方々は、ふだんから避難訓練、防災訓練をしていないので、自分がどう動いていいのか分からなかったと。この双方の思いが、今新たに、被災地で留学生を防災の力として防災訓練に入っていたらこうという動きになってきているという記事を見ました。

ここ神奈川でも、暮らしている外国籍の方が参加し、垣根をなくすことにつながる施策を御検討いただけますようお願いをいたします。

続いて、かながわ男女共同参画推進プランの策定について伺わせていただきます。

既にこちらでも説明があり、また御質問もございましたけれども、重点目標に関連して何点か伺ってまいりたいと思います。

今回の改定に当たって、重点目標の一つに、女性の就業支援と就業の場における男女共同参画の推進が挙げられております。その中で、参画が進んでいない分野への参画の推進ということで、防災を挙げていただきまして、私は一貫して、女性を防災の現場にと、そして女性の視点を入れていただきたいということを訴えておりまして、掲げていただいたことに感謝申し上げますが、その中で、具体的に地域で活躍をしていただける消防団員の方々について、これもずっと訴えをさせていただいたんですが、余り女性消防団の方々の数は増えていないという実情があると思います。

さて、県の立場で、地域の自主防災組織というか、消防団に、女性の消防団員を増やすという取組をどのように推進していくのでしょうか。

人権男女共同参画課長

県の防災から市町村の防災への働き掛けということになりますが、直接的なことは非常に難しいと思います。ただ、委員からもお話がありましたように、例えば、条例でありますとか、地域の防災計画といった中には、今回新たに、男女双方の視点に立った項目を加えさせていただいたと聞いておりますので、こういったものを踏まえて、消防団員には直接結び付かないかもしれませんが、市町村の避難所運営等の計画がなされていく中で、関わってくるかと思っております。

西村委員

相対的な数というよりも、たしか 10 の市町で女性を入れないというところがあったかと思うんです。こういったところに対する働き掛けというか、女性の視点が防災に必要だという説得になるかと思うんですが、こういうことを是非やっていただけますように要望させていただきたいと思います。

また、県職員、教職員における管理職への女性登用の推進というのも取り上げさせていただきました。前回、警察と企業庁が中に入らない形での目標となっていたかと思えます。本日、企業庁はいらっしゃらないのに申し訳ないんですが、警察の場合は女性警官の目標を数値で出していらっしゃいます。ただ、女性管理職というのはもう少しだと。企業庁は、数値目標は職種的に厳しいかと思うんですが、それより、何か方向性として目標を掲げていただくような説得というか、方途というものはないものなんでしょうか。

人権男女共同参画課長

目標数値を設定する際には、もともとは知事部局の職員だけといったところを少し広げて、今回、目標設定をさせていただきました。その際にも働き掛けを行ってきたところなんですが、御指摘にありましたように、もともと専門職に就いている女性の数が圧倒的に少ないといったことで、今のところは数値目標にするのは難しいという意見がありまして、私どもとしても、そういう状況であれば仕方がないと思っておるところです。

県の中では、専門職の採用について、もともと採用人数が少ないといったこともございますが、今後、企業庁にも徐々に話していけたらと思っておるところでございます。

西村委員

人数とか数だけではない、取り組んでいるという姿勢が必要かと思つて、こういう質問をさせていただきました。

新しいプランで、女性の就業支援に力を入れていらっしゃるわけですが、それはどういった理由、意図が背景にあるんでしょうか。

人権男女共同参画課長

神奈川県は非常にM字カーブの状況が悪いといったことがございます。それに加えて、このところ、女性の視点を生かした経済の活性化といったことも非常に言われてきておるところです。特に、経済力といったものがかなり重要で、将来的に政策・方針決定過程に参画できる女性が出てくるためには、継続して働

くことがベースにあると思っておりますので、こういったところに力を入れていきたいと考えているところでございます。

西村委員

その中で、大学生を対象としたキャリア教育プログラムの作成が挙げられているんですけども、これはどういったプログラムなのか、また、なぜ大学生を対象にしようとしたのかお伺いします。

人権男女共同参画課長

県内の高校卒業者のうち就職者というのは7.4%程度です。一方で、県内の大学、短大卒業者のうち就職者は60%ぐらいとなっております。大学、短大卒で就職する方が多く、対象となる方が多いといったことも一つの理由でございます。

もう一つは、これまで、小・中・高校においては、キャリア教育や意識啓発などを実施してきておるんですが、大学におけるキャリア教育は就職活動に結び付いてしまっておりまして、県として大学における男女共同参画の意識啓発への関わりを持っておりませんでした。そういったことで、今まで関わりがなかったという部分と、ターゲットが非常に多いこと、それから、就職前にこういったことを知っていただくことが必要であることから、大学生を対象としたところでございます。

西村委員

具体的には、どういうプログラムを考えているのか、例示はできないんですか。

人権男女共同参画課長

まだ案の段階でございますが、就職前の大学生に働く前に知っておいていただきたいこと、例えば、正社員とパート、フリーターとの生涯賃金の違い、派遣について、また、働く上で知っておくべきこと、例えば、賃金や労働時間のルール、保険や年金などの社会保障制度の基礎的な知識を教えることの他に、モデルとなる先輩などのお話を聞く機会であるとか、自らの仕事や結婚、育児を想定したキャリアデザインを考える機会の提供といったことを実践的なワークショップ方式で行うものと考えているところでございます。

西村委員

予算は幾らで、何校を対象にしている、何回ぐらい開催をして、何名ぐらいに受講させたいと思っていच्छいますか。

人権男女共同参画課長

新規事業で予算を計上しておりますのが、約300万円程度でございまして、25年度につきましては、まず二つのプログラムを作成したいと考えております。就職直前の方に対する短期的なプログラムと、少し長期的なもので、教養課程などに結び付けられるようなプログラムを考えております。300万円としては、作成費と中小企業経営者へのセミナーの開催を合わせた金額でございまして。

西村委員

大体何名ぐらいの方がこの機会を得られるかというのはまだ出てこないんですか。

#### 人権男女共同参画課長

それぞれこの事業を推進するに当たって、どういった方たちに御参加願えるか当たっているところなんです、今のところ、大学の方、NPOの方たちに声をお掛けしております、最終的にどのぐらいといったところはまだ出ておりませんが、研究会と言いますか、作成の委員会に入っただけそうなところは幾つかございます。

#### 西村委員

二つの新規事業で 300 万円ということですが、神奈川県を大学を出て就職される方が、高校の 7.4%に対して 60%ということから、幅広く当たられるのであれば、ちょっと少ない予算なのではないかという気がしまして、質問をさせていただきました。

それと、税の知識であったり、セミナーも結構なんですけれども、具体的に話を聞く、子育て経験者で仕事をしているいわば先輩の人の話を聞く、これも第2回定例会で提案させていただいたんですが、東京都などで行っている、社会に出る前に共働き家庭で子育てを体験する女子大生のためのインターンシップであるとか、昭和女子大ですか、働く女性、メンター約 300 名を公募で集めて、学生と面談をする機会を設けていくと。こういったことの背景に、今の女子学生は、何か会社を設立したり、大企業の重役として活躍したりというスーパーウーマンの話を聞く講演会というよりも、具体的に自分が卒業した後に結婚をして子育てをしながら仕事ができるのだろうか、普通の女性の体験というのを知りたいという統計があるんだそうです。これは、研修や講演事業をしている企業の調査でも、子育てしながら働く女性を講師とした若手社員向けの研修依頼が近年増えてきている傾向があるということで、具体的に今体験している人と話をする、あるいは自分が体験する、こういうことの方が意識改革につながるのではないかと、これは一つ提案をさせていただきたいと思います。

さて、重点目標の四つ目として、異性に対する暴力の根絶と人権の尊重ということが挙げられているわけなんですけれども、先日、県警から平成 24 年中のDV、ドメスティックバイオレンスの認知件数について発表があつて、過去最多とのことでした。県でもDV相談や一時保護を実施されていると承知しておりますが、警察とはどういった連携をとっていらっしゃるのでしょうか。

#### 人権男女共同参画課長

県や市町村の相談窓口が閉まっている平日の夜間や休日につきましては、DV被害者の緊急相談を各警察署で受け付けております。配偶者等からの暴力を受けたDV被害者が、御自分で身に危険があるといったことで自ら近くの警察署や交番に助けを求めて、本人が一時保護を希望した場合には、警察署から女性相談所に一時保護の依頼がございます。女性相談所が一時保護する必要があると判断して被害者を移送する際には、安全な保護所まで警察署員の協力の下で移送しております。

また、警察では、避難後に配偶者等に被害者の居場所が知られないようにする

ための行方不明者届の不受理、あるいは、裁判所が一定期間、加害者に対し、被害者への接近を禁止するなどの保護命令を発令する際に必要とされる書面の作成や保護命令の違反者の検挙などを行っているところでございます。

西村委員

また、DV被害者の方には、まず相談をしてもらうことが大事なのはもちろんなんですけれども、そもそも自分がDVの被害者であるということに気付いていない方もいる。特に、デートDV、若年層の方々に対しては、どのような啓発を行っているらっしゃるんでしょうか。

人権男女共同参画課長

DVというのは、身体的な暴力や性的な暴力だけではなくて、相手を傷つけるような言葉を吐いてしまうとか、メールを頻繁にチェックして行動を監視するといった精神的な暴力というのにも含まれますが、家庭内などの閉ざされた空間の中で起こる状態が多いので、外部からは非常に発見されにくい、被害が顕在化しにくいといったような特徴がございます。日常的に暴力にさらされることで、その暴力といったものに慣れてしまい、被害者本人が被害を受けているといった自覚がない、そういった感覚が麻痺してしまうといったことも起きると言われております。

そこで、啓発事業が必要だと考えておりまして、DV被害者の方が手にしやすいような、携帯しやすい名刺大の相談窓口情報カードを作成して、医療機関や市町村に配布して、女性専用化粧室に置いてもらうといったようなこともしております。

デートDVにつきましては二つございまして、相談については通常配偶者暴力相談センターで受けてございます。それ以外にも専門の窓口を設けております。それから、高校生を対象としたデートDV防止のために、子供の暴力防止について専門的なノウハウを有するNPOと、県民局、教育局と協働ということで、高校の場を使いまして、出前講座を行っております。

プログラムの内容なんですけど、DVってどういうことなのという知識、また、気付きを促すような内容で、もう一つは、コミュニケーションをとって、自分の気持ちをきちんと相手に伝えることをプログラムに含めて、デートDVの防止につなげる講座を組んでいるところでございます。

西村委員

私もエンパワメントかながわのサイトを見たんですけども、高校生の子供たちも入りやすい、見やすいサイトで、自らチェックをしながら、もしかしたらDVかもしれないという啓発のページを作ってくださいってしていました。私自身、彼にどこで何をしているのといつも確認する彼女というのがDVにはまっていくとは思わなかったんですけども、そういった啓発をしながら、相手の立場に立ったものの考え方というのにつなげていかれているんだというのを感じて拝見したところです。

若い世代が自分だけの都合ではない、相手のことを感じるというのは大変重要

な、DVに係ることだけではなく、一つの啓発になるかと思いますので、進めて  
いていただきたい。また、かながわ男女共同参画推進プランにおいても、様々  
な施策を展開するに当たっての根本となりますので、しっかりとまとめ上げてい  
ただけますようお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。